

首都高速道路株式会社

第7回定期株主総会目的事項

(報告事項)

第7期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料2

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

資料3-1

第2号議案 取締役選任の件

資料3-2

第3号議案 監査役1名選任の件

資料3-3

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

資料3-4

事 業 報 告
 [平成23年4月1日から]
 平成24年3月31日まで]

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州の政府債務危機、歴史的な円高、タイの洪水等の影響により輸出・企業収益・雇用情勢が厳しい状況で推移したものの、東日本大震災によって寸断されたサプライチェーンの復旧により生産に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては緩やかな持ち直し基調となりました。

このような経済状況の下、当社においては、首都高速道路の基本料金について、料金圏のある均一料金から、より利用しやすい、料金圏のない距離別料金（500～900円）へ平成24年1月1日から移行しました。

利用交通量（注）は、普通車は前期比0.0%減、大型車は同2.8%増となり、全体としては前期比0.2%増の350.1百万台（95.6万台/日）となっております。

高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。また、当社は、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び阪神高速道路㈱とともに、海外において高速道路事業を展開するため、共同出資による日本高速道路インターナショナル㈱（資本金499百万円（当社出資分60百万円）、資本準備金499百万円（当社出資分60百万円））を平成23年9月1日に設立しました。

当連結会計年度の営業収益は292,964百万円（前期比1.8%減）、営業利益は6,027百万円（同76.2%増）、当期純利益は1,715百万円（同23.0%増）となりました。事業の部門別の営業収益の状況については、次のとおりです。

（注）これまで料金圏毎の利用に対し台数を計上しておりましたが、距離別料金移行後は首都高速道路利用1回毎に台数を計上することとなったため、距離別料金移行前の利用交通量については換算を行っております。なお、換算前の前連結会計年度の利用交通量は、349.2百万台（95.7万台/日）であります。また、平成23年度は1日当たりの平均交通量は前期比で微減となりましたが、当該年度は閏年であり前年度より日数が1日多かったことから、年度の総交通量は前期を上回りました。

[高速道路事業]

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は301.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来から E T C の普及に努めているところです。具体的には、距離別料金移行に当たって、首都高速道路を E T C でご利用のお客様への各種割引及び現金でご利用のお客様への E T C 車載器購入助成等を実施してまいりました。距離別料金移行後の E T C の利用率は、平成24年3月平均が90.4%となり、前年同月比で2.3%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は、当連結会計年度の前半においては東日本大震災及び景気低迷の影響により厳しい状況が続いたものの、後半においては景気が持ち直したこと、距離別料金に移行したこと等から、250,924百万円（前期比3.0%増）となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線21.2kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口等の整備、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

東日本大震災に伴う災害復旧として、大黒 J C T 連結路や湾岸線荒川湾岸橋をはじめとした損傷箇所の本復旧工事を行ってまいりました。また、東日本大震災を踏まえ、現行の業務継続計画（B C P）を見直し、第2版を策定しました。

距離別料金移行に当たり、E T C 未搭載車向け距離別料金徴収サービスに係る料金受取システム等について減損損失を計上しました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比70.1%減の14,183百万円となりました。

当連結会計年度の営業収益は265,108百万円（同8.9%減）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様にご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の営業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は2,625百万円（同2.2%減）となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は23,621百万円（同621.7%増）となりました。

[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、芝浦P.A.においてコンビニエンスストアをリニューアルするなど、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野ジャンクション付近の利便増進施設並びに社宅跡地を利用した不動産賃貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1,968百万円（同24.2%増）となりました。

首都高速道路図



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

① 無利子調達

| 借入先 | 借入月 | 借入額 |
|---|-------------------------|-------|
| 機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入) | 平成23年7月、11月 | 422億円 |
| 機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号及び第6号に基づく利子借入) | 平成23年12月、 平成24年1月、3月 | 7億円 |

② 有利子調達

| 種別 | 発行月 (借入月) | 発行額 (借入額) |
|---------------------|--------------|--------------|
| 第8回首都高速道路株式会社社債(5年) | 平成23年10月 | 200億円 |
| 第9回首都高速道路株式会社社債(5年) | 平成24年2月 | 200億円 |
| 金融機関からの長期借入金(5年) | 平成24年3月 | 205億円 |

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は5,643百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：高速湾岸線（西行き）大井南出口の移設に伴う料金徴収施設の新設
- ・駐車場事業（都市計画駐車場）：都市計画駐車場施設（固定式泡消火設備）の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：横浜環状北線等の料金所設備の設計及び施工
安全対策に係る料金所施設の拡充

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失 該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第4期 平成20年度 | 第5期 平成21年度 | 第6期 平成22年度 | 第7期 平成23年度 当連結会計年度 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|
| 営業収益(百万円) | 306,973 | 499,162 | 298,308 | 292,964 |
| 当期純利益(百万円) | 3,252 | 1,873 | 1,393 | 1,715 |
| 1株当たり当期純利益金額(円) | 120.46 | 69.40 | 51.62 | 63.52 |
| 純資産額(百万円) | 33,944 | 35,827 | 37,210 | 38,956 |
| 総資産額(百万円) | 548,883 | 445,795 | 479,218 | 555,488 |

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第4期 平20年度 | 第5期 平成21年度 | 第6期 平成22年度 | 第7期 平成23年度 当事業年度 |
|-----------------|--------------|---------------|---------------|------------------------|
| 営業収益(百万円) | 305,241 | 497,014 | 296,451 | 290,575 |
| 当期純利益(百万円) | 1,989 | 440 | 742 | 875 |
| 1株当たり当期純利益金額(円) | 73.67 | 16.31 | 27.51 | 32.42 |
| 純資産額(百万円) | 30,981 | 31,422 | 32,165 | 33,040 |
| 総資産額(百万円) | 540,894 | 437,356 | 471,340 | 545,642 |

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

平成21年度に策定した中期経営計画2011（計画期間：平成21年度～平成23年度）に引き続き、首都高速道路が最初の開通から50年を迎えることを踏まえ、平成24年4月、当社は、新たな中期経営計画（中期経営計画（2012～2014）～おかげさまで50年、首都高は新たな50年のステージへ～）を策定し、以下の事項に取り組んで

まいります。

[高速道路事業]

構造物の高齢化への対応として、発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上に加え、今後とも、ネットワークとしての機能を維持するとともに、構造物の安全性を確保するため、戦略的な取組みを行います。

トンネルや長大橋に対する耐震補強や必要に応じた業務継続計画（B C P）の見直しなど、防災対策を一層強化します。

首都高ネットワークの整備については、中央環状線等の整備を進めるとともに、陸・海・空が一体となった交通・物流ネットワークの整備が求められている現状を踏まえ、平成 24 年度から横浜環状北西線事業に着手するなど、首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

交通容量不足等による渋滞対策として、より使いやすい首都高速道路を目指した渋滞対策等を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、I T S の新たな展開に向けて取り組んでいきます。

また、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、首都高グループの取組みに反映します。

[高速道路事業以外の事業]

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適な P A 空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、首都高グループがこれまでの 50 年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業や道路保全事業を拡大するとともに、アジア諸国において、道路インフラに対するコンサルティング事業の展開の拡大や道路建設やメンテナンス、料金収受システム、I T S の整備などへの参画を目指します。

(10) 主要な事業内容(平成24年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

| 事業名 | 事業の内容 |
|--------|-------------------------------------|
| 高速道路事業 | 高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等 |
| 駐車場事業 | 駐車場等の運営及び管理 |
| 受託事業 | 国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等 |
| その他の事業 | 休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等 |

(11) 主要な事業所(平成24年3月31日現在)

| | |
|--------|-------------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
| 東京建設局 | 東京都品川区 |
| 神奈川建設局 | 神奈川県横浜市神奈川区 |
| 西東京管理局 | 東京都千代田区 |
| 東東京管理局 | 東京都中央区 |
| 神奈川管理局 | 神奈川県横浜市神奈川区 |

(12) 従業員の状況(平成24年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

| 事業部門の名称 | 従業員数(名) | 対前期比増減 |
|---------|----------------|---------------|
| 高速道路事業 | 3,850 [442] | - [27名増] |
| 受託事業 | | |
| 駐車場事業 | 54 [10] | 4名増 [1名増] |
| その他の事業 | | |
| 全社(共通) | 146 [-] | 2名減 [-] |
| 計 | 4,050 [452] | 2名増 [28名増] |

注1：臨時従業員数は、〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前期末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 1, 093 | ▲7 | 42.9 | 17.2 |

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 名称 | 資本金 (百万円) | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-------------------|--------------|------------------|-----------------------|
| 首都高トールサービス西東京(株) | 90 | 58.0 | 高速道路事業(料金収受業務) |
| 首都高トールサービス東東京(株) | 90 | 81.9 | 高速道路事業(料金収受業務) |
| 首都高トールサービス神奈川(株) | 90 | 66.5 | 高速道路事業(料金収受業務) |
| 首都高パトロール(株) | 50 | 100.0 | 高速道路事業(交通管理業務) |
| 首都高カー・サポート(株) | 20 | 100.0 (100.0) | 高速道路事業(交通管理業務) |
| 首都高技術(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検)) |
| 首都高メンテナンス西東京(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(土木)) |
| 首都高メンテナンス東東京(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(土木)) |
| 首都高メンテナンス神奈川(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(土木)) |
| 首都高電気メンテナンス(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(電気)) |
| 首都高E T Cメンテナンス(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(E T C)) |
| 首都高機械メンテナンス(株) | 90 | 100.0 | 高速道路事業(維持修繕業務(機械)) |
| 首都高速道路サービス(株) | 90 | 100.0 | 駐車場事業、その他事業 |
| 首都高保険サポート(株) | 10 | 100.0 (100.0) | その他の事業 |
| 首都高パートナーズ(株) | 10 | 100.0 (100.0) | その他の事業 |

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

④ 主要な借入先及び借入額(平成24年3月31日現在)

| 借入先 | 借入残高(億円) |
|-----------------|----------|
| 機構 | 1, 257 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 158 |
| 株式会社三井東京UFJ銀行 | 72 |
| 株式会社横浜銀行 | 64 |
| 株式会社三井住友銀行 | 63 |

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針
該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成24年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 : 7名
- (4) 株主

| 氏名又は名称 | 持株数 (株) | 発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%) |
|--------|------------|-------------------------------|
| 国土交通大臣 | 13,499,997 | 49.99 |
| 東京都 | 7,215,618 | 26.72 |
| 神奈川県 | 2,236,443 | 8.28 |
| 埼玉県 | 1,593,702 | 5.90 |
| 横浜市 | 1,203,121 | 4.45 |
| 川崎市 | 1,033,322 | 3.82 |
| 千葉県 | 217,797 | 0.80 |
| 計 | 27,000,000 | 100.00 |

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況等 |
|----------------|-------------|-----------------|
| 代表取締役会長兼 社長 | はしもと 橋本 圭一郎 | 最高経営責任者兼最高執行責任者 |
| 取締役 | え や 恵谷 舜吾 | |
| 取締役 | おおぬま 大沼 広 | |
| 取締役 | せ の 瀬野 俊樹 | |
| 取締役 | どうけ 道家 孝行 | |
| 監査役(常勤) | ほしば 干場 謹二 | |
| 監査役(非常勤) | たむら 田村 滋美 | |
| 監査役(非常勤) | うじ 宇治 嘉造 | |

注1：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2：監査役田村滋美氏は、東京電力㈱顧問を兼務しておりましたが、平成24年3月31日付けで同職を辞任いたしました。なお、当社と同社との間には、電力供給契約の取引関係がございます。

3：監査役宇治嘉造氏は、経理部門での業務経験が20年以上あり、財務等に関する相当程度の知見を有しております。

4：取締役関敏樹氏は、平成23年6月29日辞任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

| | 千場謹二 | 田村滋美 | 宇治嘉造 |
|-----------------------------|------|------|------|
| ①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況 | — | 別記 1 | — |
| ②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況 | — | — | — |
| ③会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 | — | — | — |
| ④当事業年度における主な活動状況 | 別記 2 | 別記 2 | 別記 2 |
| ⑤責任限定契約に関する事項 | 別記 3 | 別記 3 | 別記 3 |
| ⑥社外役員の報酬等の総額 | 別記 4 | 別記 4 | 別記 4 |
| ⑦親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額 | — | — | — |
| ⑧社外役員に関する事項の内容に対しての意見 | — | — | — |

別記 1：他の法人等の業務執行者との兼職状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項」に関する表(注2を含む。)に記載のとおりです。

別記 2：社外監査役については、全員当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 3：平成18年 6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記 4：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

| 区分 | 支給人数 | 報酬等の額 |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 6名 | 96百万円 |
| 監査役 | 3名 | 26百万円 |
| 計 | 9名 | 123百万円 |

注1：平成17年 9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めています。

2 : 上記には、平成23年6月29日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。なお、平成24年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役3名です。

3 : 上記のほか、平成22年9月に退任した取締役1名に対し退職慰労金6百万円を支給しております。

- (4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 報酬等の額

| 区分 | 報酬等の額 |
|--------------------------|-------|
| 報酬等の額 | 65百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70百万円 |

注：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました（最終改正：平成22年12月16日）。

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長及び取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、隨時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（会長、社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口に情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。

内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。

なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。

当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注:本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1頁中の利用交通量、2頁中のE T Cの利用率に係る数値及び1頁から3頁中の前期比比率並びに10頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成24年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位 : 百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

| | |
|--------------|---------|
| 現金及び預金 | 14,489 |
| 高速道路事業営業未収入金 | 24,469 |
| 未収入金 | 1,328 |
| 短期貸付金 | 34,992 |
| たな卸資産 | |
| 仕掛道路資産 | 354,827 |
| 貯蔵品 | 403 |
| その他のたな卸資産 | 80 |
| 受託業務前払金 | 355,311 |
| 前払金 | 48,185 |
| 繰延税金資産 | 1,947 |
| その他 | 1,669 |
| 貸倒引当金 | 859 |
| | △ 184 |
| 流動資産合計 | 483,069 |

II 固定資産

有形固定資産

| | |
|-----------|----------|
| 建物 | 13,647 |
| 減価償却累計額 | △ 4,411 |
| 構築物 | 24,511 |
| 減価償却累計額 | △ 6,032 |
| 機械及び装置 | 44,572 |
| 減価償却累計額 | △ 14,526 |
| 車両運搬具 | 2,652 |
| 減価償却累計額 | △ 1,500 |
| 工具、器具及び備品 | 1,786 |
| 減価償却累計額 | △ 845 |
| 土地 | 7,794 |
| リース資産 | 275 |
| 減価償却累計額 | △ 105 |
| 建設仮勘定 | 1,429 |
| | 69,246 |

無形固定資産

| | |
|-------|-----|
| リース資産 | 71 |
| その他 | 949 |

投資その他の資産

| | |
|--------|-------|
| 投資有価証券 | 150 |
| 敷金 | 1,030 |
| 繰延税金資産 | 442 |
| その他 | 527 |

固 定 資 產 合 計 72,419資 產 合 計 555,488

負 債 の 部

I 流動負債

| | |
|---------------|---------|
| 高速道路事業営業未払金 | 25,452 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 32,353 |
| リース債務 | 82 |
| 未払金 | 10,867 |
| 未払法人税等 | 2,633 |
| 預り金 | 359 |
| 受託業務前受金 | 50,748 |
| 前受金 | 715 |
| 賞与引当金 | 1,397 |
| 回数券払戻引当金 | 68 |
| 料金徴収施設撤去引当金 | 291 |
| その他 | 2,978 |
| 流 動 負 債 合 計 | 127,949 |

II 固定負債

| | |
|-------------|---------|
| 道路建設関係社債 | 207,976 |
| 道路建設関係長期借入金 | 134,979 |
| その他の長期借入金 | 11,093 |
| リース債務 | 177 |
| 退職給付引当金 | 33,874 |
| 役員退職慰労引当金 | 129 |
| その他 | 351 |
| 固 定 負 債 合 計 | 388,582 |
| 負 債 合 計 | 516,532 |

純 資 産 の 部

I 株主資本

| | |
|-------------|--------|
| 資本金 | 13,500 |
| 資本剰余金 | 13,500 |
| 利益剰余金 | 11,431 |
| 株 主 資 本 合 計 | 38,431 |

II 少数株主持分

| | |
|-----------------|---------|
| 純 資 産 合 計 | 38,956 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 555,488 |

連 結 損 益 計 算 書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

| | | |
|------------------|---------------|-----------------|
| I 営業収益 | | 292, 964 |
| II 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 188, 568 | |
| 高速道路等事業管理費及び売上原価 | 89, 621 | |
| 販売費及び一般管理費 | <u>8, 746</u> | <u>286, 936</u> |
| 営業利益 | | 6, 027 |
| III 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 21 | |
| 還付加算金 | 48 | |
| 土地物件貸付料 | 76 | |
| その他 | <u>261</u> | 408 |
| IV 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 182 | |
| その他 | <u>51</u> | <u>234</u> |
| 経常利益 | | 6, 202 |
| V 特別損失 | | |
| 臨時損失 | 100 | |
| 災害による損失 | 144 | |
| 料金徴収施設等撤去費用 | <u>1, 335</u> | <u>1, 580</u> |
| 税金等調整前当期純利益 | | 4, 621 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2, 945 |
| 法人税等調整額 | | <u>△ 75</u> |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 1, 751 |
| 少数株主利益 | | <u>36</u> |
| 当期純利益 | | <u>1, 715</u> |

連 絡 株 主 資 本 等 变 動 計 算 書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | 少數株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-------------|--------|--------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 | | |
| 当期首残高 | 13,500 | 13,500 | 9,716 | 36,716 | 494 | 37,210 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | 1,715 | 1,715 | — | 1,715 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | 30 | 30 |
| 当期変動額合計 | — | — | 1,715 | 1,715 | 30 | 1,745 |
| 当期末残高 | 13,500 | 13,500 | 11,431 | 38,431 | 524 | 38,956 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 15 社
連結子会社の名称
首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カーサポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高ETCメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)
- 2 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社数 0 社
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
② たな卸資産
仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産(リース資産を除く)
主として定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2年～51 年
構築物 2年～45 年
機械及び装置 2年～17 年
なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
- ④退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥料金徴収施設撤去引当金
距離別料金移行に伴い不要となる料金徴収施設の撤去費用の発生に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- ② 収益及び費用の計上基準
道路資産完成高
工事完成基準

工事に係る受託業務収入
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- ③ 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 5 追加情報
当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債207,976百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務658,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、310,461百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 3 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が15,670百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち1,955百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係長期借入金13,715百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額
21 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1 臨時損失
社会貢献による医療費助成制度への拠出金
100 百万円
- 2 災害による損失
東日本大震災により損壊した資産の復旧関連費用
144 百万円

| | |
|------------------------|-----------|
| 3 料金徴収施設等撤去費用 | |
| 距離別料金移行に伴う料金徴収施設等の撤去費用 | 1,044 百万円 |
| 減損損失 | 291 百万円 |
| 料金徴収施設撤去引当金繰入額 | |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」といいます。)と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金はETC料金にかかるカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。

短期貸付金は債券現先取引にかかる残高であり、運用はすべて国庫短期証券によっております。

有価証券は、当社の社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債に対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金については、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰り計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------------|-----------------|---------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 14,489 | 14,489 | - |
| (2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1) | 24,469 △ 184 | 24,284 | - |
| (3) 短期貸付金 | 34,992 | 34,992 | - |
| 資産計 | 73,767 | 73,767 | - |
| (1) 高速道路事業営業未払金 | 25,452 | 25,452 | - |
| (2) 道路建設関係社債 | 207,976 | 214,137 | 6,160 |
| (3) 道路建設関係長期借入金 | 162,158 | 162,214 | 56 |
| (4) その他の長期借入金 | 16,267 | 16,291 | 24 |
| 負債計 | 411,854 | 418,095 | 6,240 |

(*1)高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 短期貸付金
短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産(債券)の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 150 |

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 |
|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 14,055 |
| 高速道路事業営業未収入金 | 24,469 |
| 短期貸付金 | 34,992 |
| 合計 | 73,517 |

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 道路建設関係社債 | - | - | 40,000 | 50,000 | 67,200 | 51,100 |
| 道路建設関係長期借入金 | 27,179 | 44,307 | 10,499 | 15,000 | 63,304 | 1,869 |
| その他の長期借入金 | 5,174 | 4,437 | 2,137 | 2,085 | 2,033 | 400 |
| 合計 | 32,353 | 48,744 | 52,636 | 67,085 | 132,537 | 53,369 |

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,423 円 39銭

1株当たり当期純利益金額

63 円 52銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な契約の変更

当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と、平成18年3月31日付で締結し、平成21年3月31日付及び平成23年6月13日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」(以下「協定」といいます。)を、平成24年4月17日付で一部変更しております。

なお、この変更については、平成24年4月20日付で、機構が当該協定の変更に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付で当該協定の変更の効力が生じております。

変更した協定の概要は下記のとおりです。

(1) 相手方の名称

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

(2) 締結の時期

平成24年4月17日

(3) 発効の時期

平成24年4月20日

(4) 変更の内容

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けこととなるものの限度額(以下「債務引受限度額」といいます。)及び機構が当社に対して行う無利子貸付けの貸付計画額を変更とともに、横浜市道高速横浜環状北西線に関する工事を追加しております。

また、平成22年11月19日に国土交通省から公表された「将来交通需要推計手法(道路)について」を踏まえた推計交通量の見直しを反映しております。

その結果、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料(以下「貸付料」といいます。)の額及び協定第10条に定める計画収入(以下「計画料金収入」といいます。)の額等が変更されております。

(5) 変更の影響

債務引受限度額は下記のとおり変更となっております。

(単位:百万円)

| 路線 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|---------|---------|
| 都道首都高速晴海線 | 51,108 | 50,839 |
| 都道首都高速目黒板橋線 | 455,225 | 452,495 |
| 都道首都高速品川目黒線 | 177,701 | 176,072 |
| 横浜市道高速横浜環状北線 | 355,865 | 349,868 |
| 川崎市道高速縦貫線 | 53,559 | 53,559 |
| 横浜市道高速横浜環状北西線 | — | 112,860 |
| 改築事業 | 266,089 | 262,268 |

(注1) 金額は協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。

(注2) 改築事業の内訳は次のとおりです。

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)、都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))、都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)

(注3) 上記のほか、高速道路の修繕に係る工事に要する費用については、平成24年度以降の5事業年度において96,539百万円に、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、平成24年度以降において最大で3,717百万円に変更しております。

貸付料の額及び計画料金収入の額は、平成24年度から平成62年度までの期間において、貸付料が333,058百万円、計画料金収入が293,369百万円それぞれ減少しております。

なお、実績料金収入が協定に定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、当社が支払う貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。

貸 借 対 照 表
平成24年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

資 産 の 部

| | | | |
|----------------|---------|---------|--------|
| I 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | 8,311 | | |
| 高速道路事業営業未収入金 | 24,469 | | |
| 未収入金 | 1,035 | | |
| 未収収益 | 0 | | |
| 短期貸付金 | 35,198 | | |
| 仕掛道路資産 | 355,829 | | |
| 貯蔵品 | 252 | | |
| 受託業務前払金 | 48,228 | | |
| 前払金 | 1,095 | | |
| 前払費用 | 187 | | |
| 繰延税金資産 | 796 | | |
| その他の流動資産 | 394 | | |
| 貸倒引当金 | △ 184 | | |
| 流 動 資 產 合 計 | | 475,615 | |
| II 固定資産 | | | |
| i 高速道路事業固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 793 | | |
| 構築物 | 17,729 | | |
| 機械及び装置 | 30,269 | | |
| 車両運搬具 | 281 | | |
| 工具、器具及び備品 | 429 | | |
| 土地 | 268 | | |
| 建設仮勘定 | 1,279 | 51,051 | |
| 無形固定資産 | | 438 | 51,490 |
| ii 駐車場事業固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 2,922 | | |
| 構築物 | 10 | | |
| 機械及び装置 | 3 | | |
| 工具、器具及び備品 | 141 | | |
| 建設仮勘定 | 8 | 3,086 | 3,086 |
| iii 休憩所等事業固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 135 | | |
| 構築物 | 22 | | |
| 工具、器具及び備品 | 9 | | |
| 土地 | 670 | 838 | |
| 無形固定資産 | | 3 | 842 |
| iv 高架下事業固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 5 | | |
| 構築物 | 0 | 6 | 6 |
| v 各事業共用固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 4,298 | | |
| 構築物 | 6 | | |
| 機械及び装置 | 10 | | |
| 車両運搬具 | 103 | | |
| 工具、器具及び備品 | 182 | | |
| 土地 | 6,843 | | |
| リース資産 | 143 | | |
| 建設仮勘定 | 106 | 11,693 | |
| 無形固定資産 | | | |
| リース資産 | 16 | | |
| その他 | 363 | 379 | 12,073 |
| vi その他の固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 土地 | | 0 | |

| | |
|-------------|----------------|
| vii投資その他の資産 | |
| 関係会社株式 | 1,114 |
| 投資有価証券 | 120 |
| 敷金 | 827 |
| 繰延税金資産 | 103 |
| その他の投資等 | 363 |
| 固定資産合計 | <u>2,528</u> |
| | <u>70,027</u> |
| 資産合計 | <u>545,642</u> |

負債の部

| | |
|---------------|----------------|
| I 流動負債 | |
| 高速道路事業當業未払金 | 32,667 |
| その他事業未払金 | 5,165 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 32,227 |
| リース債務 | 50 |
| 未払金 | 551 |
| 未払費用 | 197 |
| 未払法人税等 | 1,977 |
| 預り金 | 196 |
| 受託業務前受金 | 50,748 |
| 前受金 | 715 |
| 前受収益 | 267 |
| 賞与引当金 | 796 |
| 回数券払戻引当金 | 68 |
| 料金徴収施設撤去引当金 | 291 |
| その他の流動負債 | 407 |
| 流动負債合計 | <u>126,329</u> |
| II 固定負債 | |
| 道路建設関係社債 | 207,976 |
| 道路建設関係長期借入金 | 134,979 |
| その他の長期借入金 | 10,833 |
| リース債務 | 121 |
| 退職給付引当金 | 32,336 |
| 役員退職慰労引当金 | 25 |
| 固定負債合計 | <u>386,272</u> |
| 負債合計 | <u>512,602</u> |

純資産の部

| | |
|----------|----------------|
| I 株主資本 | |
| 資本金 | 13,500 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | <u>13,500</u> |
| 資本剰余金合計 | <u>13,500</u> |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 4,243 |
| 繰越利益剰余金 | 1,797 |
| 利益剰余金合計 | <u>6,040</u> |
| 株主資本合計 | <u>33,040</u> |
| 純資産合計 | <u>33,040</u> |
| 負債・純資産合計 | <u>545,642</u> |

損 益 計 算 書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益

| | | | |
|------------|----------------|--|-------|
| 1. 営業収益 | | | |
| 料金収入 | 250,724 | | |
| 道路資産完成高 | 14,183 | | |
| その他の売上高 | 20 | | |
| | <u>264,928</u> | | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 道路資産賃借料 | 188,568 | | |
| 道路資産完成原価 | 14,183 | | |
| 管理費用 | 58,140 | | |
| | <u>260,893</u> | | |
| 高速道路事業営業利益 | | | 4,035 |

II. 駐車場事業営業損益

| | | | |
|-----------|--------------|--|----|
| 1. 営業収益 | | | |
| 駐車場事業収入 | 1,256 | | |
| 駐車場営業雑収入 | 492 | | |
| | <u>1,748</u> | | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 駐車場事業費 | 1,659 | | |
| | <u>1,659</u> | | |
| 駐車場事業営業利益 | | | 89 |

III. 休憩所等事業営業損益

| | | | |
|------------|------------|--|----|
| 1. 営業収益 | | | |
| 休憩所等事業収入 | 226 | | |
| | <u>226</u> | | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 休憩所等事業費 | 167 | | |
| | <u>167</u> | | |
| 休憩所等事業営業利益 | | | 58 |

IV. 高架下事業営業損益

| | | | |
|-----------|-----------|--|---|
| 1. 営業収益 | | | |
| 高架下事業収入 | 70 | | |
| | <u>70</u> | | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 高架下事業費 | 63 | | |
| | <u>63</u> | | |
| 高架下事業営業利益 | | | 6 |

V. 受託業務事業営業損益

| | | | |
|------------|---------------|--|--------------|
| 1. 営業収益 | | | |
| 受託業務収入 | 23,601 | | |
| | <u>23,601</u> | | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 受託業務事業費 | 23,648 | | |
| | <u>23,648</u> | | |
| 受託業務事業営業損失 | | | 46 |
| 全事業営業利益 | | | <u>4,143</u> |

VI. 営業外収益

| | | | |
|---------|------------|--|--|
| 受取利息 | 20 | | |
| 有価証券利息 | 0 | | |
| 受取配当金 | 205 | | |
| 土地物件貸付料 | 76 | | |
| 雑収入 | 211 | | |
| | <u>513</u> | | |

VII. 営業外費用

| | | | |
|------|-----|--|------------|
| 支払利息 | 174 | | |
| 雑損失 | 30 | | |
| 経常利益 | | | <u>204</u> |

4,451

VIII. 特別損失

| | | | |
|--------------|--------------|--|--------------|
| 臨時損失 | 100 | | |
| 災害による損失 | 144 | | |
| 料金徴収施設等撤去費用 | 1,335 | | |
| | <u>1,580</u> | | |
| 税引前当期純利益 | | | 2,871 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 2,038 |
| 法人税等調整額 | | | △ 42 |
| 当期純利益 | | | <u>1,996</u> |
| | | | <u>875</u> |

株主資本等変動計算書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | 純資産合計 |
|-------------|--------|---------|-------------------|--------|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 13,500 | 13,500 | 3,710 | 5,165 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 別途積立金の積立 | - | - | 533 | △ 533 |
| 当期純利益 | - | - | - | 875 |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 533 | 875 |
| 当期末残高 | 13,500 | 13,500 | 4,243 | 6,040 |
| | | | | 33,040 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 2年～50 年 |
| 構築物 | 2年～45 年 |
| 機械及び装置 | 2年～17 年 |

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 3 繰延資産の処理方法
 - 道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (6) 料金徴収施設撤去引当金
距離別料金移行に伴い不要となる料金徴収施設の撤去費用の発生に備えるため、損失見込額を計上しております。

- 5 収益及び費用の計上基準
 (1) 道路資産完成高
 工事完成基準によっております。
- (2) 工事に係る受託業務収入
 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 7 追加情報
 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債207,976百万円の一般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額
 有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産21,072百万円、駐車場事業固定資産2,376百万円、休憩所等事業固定資産12百万円、高架下事業固定資産23百万円、各事業共用固定資産1,717百万円であります。
- 3 保証債務
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務658,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち310,461百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 4 重畠的債務引受け
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が15,670百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち1,955百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係長期借入金13,715百万円については、重畠的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 265 百万円 |
| 短期金銭債務 | 7,420 百万円 |
- 6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担

| | |
|------|--------|
| 金累計額 | 21 百万円 |
|------|--------|

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高
 営業取引による取引高

| | |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 517 百万円 |
| 仕入高 | 43,628 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 214 百万円 |
- 2 臨時損失
 社会貢献による医療費助成制度への拠出金

| | |
|---------|--|
| 100 百万円 | |
|---------|--|
- 3 災害による損失
 東日本大震災により損壊した資産の復旧関連費用

| | |
|---------|--|
| 144 百万円 | |
|---------|--|
- 4 料金徴収施設等撤去費用
 距離別料金移行に伴う料金徴収施設等の撤去費用

| | |
|----------------|-----------|
| 減損損失 | 1,044 百万円 |
| 料金徴収施設撤去引当金繰入額 | 291 百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数 該当なし

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

| | |
|-------------|--------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 50 百万円 |
| 賞与引当金 | 302 百万円 |
| 回数券払戻引当金 | 26 百万円 |
| 料金徴収施設撤去引当金 | 110 百万円 |
| 退職給付引当金 | 11,531 百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 9 百万円 |
| 未払事業税 | 204 百万円 |
| 前受金 | 259 百万円 |
| 減損損失 | 397 百万円 |
| その他 | 138 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 13,029 百万円 |
| 評価性引当額 | △ 12,130 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 899 百万円 |

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)において使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。
その結果、繰延税金資産の金額が63百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が63百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

- (a) 有形固定資産
社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。
- (b) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|---------|
| 1年内 | 63 百万円 |
| 1年超 | 132 百万円 |
| 合計 | 195 百万円 |

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) |
|-----------|------------------|---------------------|------------------|
| 工具、器具及び備品 | 81 | 66 | 15 |
| 無形固定資産 | 58 | 49 | 8 |
| 合計 | 140 | 116 | 23 |

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利息込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 23 百万円 |
| 1年超 | — 百万円 |
| 合計 | 23 百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

| | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 29 百万円 |
| 減価償却費相当額 | 29 百万円 |

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成62年9月30日まで高速道路を借り受けております。
なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

| | |
|-----|---------------|
| 1年内 | 191,947 百万円 |
| 1年超 | 8,863,293 百万円 |
| 合計 | 9,055,240 百万円 |

(追加情報)

当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成24年4月17日付で道路資産の貸付料を含む協定を変更しております。変更後の協定については、平成24年4月20日付で国土交通大臣の許可を受けたことから、発効となったため、道路資産の未経過リース料は、変更後の協定に基づいて算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------------|---------|---------------|-----------|----------------------|-----------|---------------------|-----------|----------|-----------|
| 主要株主 | 国土交通省 (国土交通大臣) | 東京都千代田区 | - | 国土交通行政 | (被所有) 直接 50.0% | 工事等の受託 | 受託業務収入 | 68 | — | — |
| | | | | | | | 受託業務前受金の受入 | 122 | 受託業務前受金 | 12,824 |
| 主要株主 | 東京都 | 東京都新宿区 | - | 東京都行政 | (被所有) 直接 26.7% | 工事等の受託 | 受託業務収入 | 21,813 | — | — |
| | | | | | | | 受託業務前受金の受入 | 10,298 | 受託業務前受金 | 28,979 |
| | | | | | | | 未収入金 | 174 | 未収入金 | 174 |
| | | | | | | | その他事業未払金 | 33 | その他事業未払金 | 33 |
| | | | | | | | 医療費助成拠出金の支払 (注2) | 100 | — | — |

(注1) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

2 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------------------------------|-----------------------|-------|---------------|----------------------------------|----------------|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 東京都港区 | 5,114,374 | 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等 | なし | 道路資産の借受 | 道路資産賃借料の支払 (注1) (注2) | 188,568 | 高速道路事業営業未払金 | 17,247 |
| | | | | | | 道路資産完成高及び債務引受け | 道路資産完成高 | 14,183 | 高速道路事業営業未収入金 | 356 |
| | | | | | | 債務引受けに伴う借入金等債務の減少額 (注3) | | 15,670 | 高速道路事業営業未払金 | 15 |
| | | | | | | 借入金等の連帯債務 | 債務保証 (注3) (注4) | 969,011 | — | — |
| | | | | | | 資金の借入 | 資金の借入 (注5) | 42,984 | 道路建設関係長期借入金 | 125,741 |

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成21年3月31日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、平成23年6月13日付で一部変更しております。これにより、当事業年度の道路資産賃借料の支払額が6,096百万円増加しております。
- (注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,223 円73銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 32 円42銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

重要な契約の変更

当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と、平成18年3月31日付で締結し、平成21年3月31日付及び平成23年6月13日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」(以下「協定」といいます。)を、平成24年4月17日付で一部変更しております。

なお、この変更については、平成24年4月20日付で、機構が当該協定の変更に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付で当該協定の変更の効力が生じております。

変更した協定の概要は下記のとおりです。

- (1) 相手方の名称
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- (2) 締結の時期
平成24年4月17日
- (3) 発効の時期
平成24年4月20日
- (4) 変更の内容
当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けこととなるものの限度額(以下「債務引受限度額」といいます。)及び機構が当社に対して行う無利子貸付けの貸付計画額を変更するとともに、横浜市道高速横浜環状北西線に関する工事を追加しております。
また、平成22年11月19日に国土交通省から公表された「将来交通需要推計手法(道路)について」を踏まえた推計交通量の見直しを反映しております。
その結果、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料(以下「貸付料」といいます。)の額及び協定第10条に定める計画収入(以下「計画料金収入」といいます。)の額等が変更されております。
- (5) 変更の影響
債務引受限度額は下記のとおり変更となっております。

(単位:百万円)

| 路線 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|---------|---------|
| 都道首都高速晴海線 | 51,108 | 50,839 |
| 都道首都高速目黒板橋線 | 455,225 | 452,495 |
| 都道首都高速品川目黒線 | 177,701 | 176,072 |
| 横浜市道高速横浜環状北線 | 355,865 | 349,868 |
| 川崎市道高速縦貫線 | 53,559 | 53,559 |
| 横浜市道高速横浜環状北西線 | — | 112,860 |
| 改築事業 | 266,089 | 262,268 |

(注1) 金額は協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。

(注2) 改築事業の内訳は次のとおりです。

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)、都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))、都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)

(注3) 上記のほか、高速道路の修繕に係る工事に要する費用については、平成24年度以降の5事業年度において96,539百万円に、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、平成24年度以降において最大で3,717百万円に変更しております。

貸付料の額及び計画料金収入の額は、平成24年度から平成62年度までの期間において、貸付料が333,058百万円、計画料金収入が293,369百万円それぞれ減少しております。

なお、実績料金収入が協定に定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、当社が支払う貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、この協定の変更内容を反映させた場合の金額で記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年6月5日

首都高速道路株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 洋一 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 嘉一 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 卓也 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に、「都道首都高速1号線等に関する協定」の変更に関する記載がある。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年6月5日

首都高速道路株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 洋一 (㊞)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 暢一 (㊞)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 卓也 (㊞)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に、「都道首都高速1号線等に関する協定」の変更に関する記載がある。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び平成23事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株

主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年6月12日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 千 場 謹 二 印

監査役（社外監査役） 田 村 滋 美 印

監査役（社外監査役） 宇 治 嘉 造 印

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、経営基盤の強化に資することとするため内部留保したく、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 813,828,615円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 813,828,615円

第2号議案 取締役選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|--|-------------|
| 1 | 菅原秀夫 (昭和22年5月8日生) | 昭和41年5月 東京都採用 平成13年7月 同 主税局徵収部長 平成15年6月 同 主税局総務部長 平成17年7月 同 主税局長 平成19年5月 同 副知事 平成22年3月 同 辞職 平成22年6月 日本自動車ターミナル株式会社代表取締役 社長 現在に至る | — |
| 2 | 恵谷舜吾 (昭和22年9月11日生) | 昭和47年4月 首都高速道路公団採用 平成11年1月 同 第二建設部長 平成11年5月 同 東京建設局建設第一部長 平成12年1月 同 工務部長 平成15年8月 同 東京建設局長 平成17年10月 首都高速道路株式会社東京建設局長 平成19年6月 同 常務執行役員 平成20年6月 同 常務取締役 平成22年9月 同 取締役常務執行役員 現在に至る 技術関係部門総括、技術、品質管理部門担当 | — |
| 3 | 大沼広 (昭和24年10月16日生) | 昭和48年4月 首都高速道路公団採用 平成16年5月 同 業務部長 平成17年10月 首都高速道路株式会社営業部長 平成19年7月 同 距離別料金本部事務局長 平成21年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 監査役（常勤） 平成22年9月 同 取締役常務執行役員 現在に至る 営業部門、距離別料金担当 | — |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|--|-------------|
| 4 | 瀬野俊樹 (昭和24年12月23日生) | <p>昭和47年4月 建設省採用</p> <p>平成11年7月 國土庁長官官房審議官(大都市圏整備局担当)</p> <p>平成12年7月 建設省退職</p> <p>平成12年7月 財團法人民間都市開発推進機構常務理事</p> <p>平成16年6月 東日本建設業保証株式会社常務取締役</p> <p>平成20年6月 首都高速道路株式会社常務取締役</p> <p>平成22年9月 同 取締役常務執行役員 現在に至る 経営企画、総務・人事、入札監視部門担当</p> | — |
| 5 | 道家孝行 (昭和24年7月22日生) | <p>昭和49年4月 東京都採用</p> <p>平成14年7月 同 交通局技術管理担当部長</p> <p>平成15年6月 同 都市計画局都市基盤部外かく環状道路 担当部長</p> <p>平成16年4月 同 都市整備局外かく環状道路担当部長</p> <p>平成17年7月 同 建設局道路建設部長</p> <p>平成18年4月 同 建設局道路監</p> <p>平成19年6月 同 建設局長</p> <p>平成21年7月 同 技監</p> <p>平成22年3月 同 退職</p> <p>平成22年6月 首都高速道路株式会社常務取締役</p> <p>平成22年9月 同 取締役常務執行役員 現在に至る サービス推進、事業開発部門担当</p> | — |

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田村滋美氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者五島文明氏は、監査役田村滋美氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、田村滋美氏の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------|---|-------------|
| 五 島 文 明 (昭和 21 年 2 月 21 日生) | 昭和 44 年 7 月 日本国有鉄道入社 昭和 62 年 4 月 東日本旅客鉄道株式会社入社 平成元年 2 月 同 東京圏運行本部運輸車両部長 平成 2 年 9 月 同 東京地域本社運輸車両部長 平成 3 年 6 月 同 中央研修センター所長 平成 5 年 2 月 同 鉄道事業本部安全対策部長 平成 8 年 6 月 同 取締役東京地域本社次長 平成 10 年 4 月 同 取締役八王子支社長 平成 12 年 6 月 株式会社ジェイアール東日本都市開発専務取締役 平成 14 年 6 月 株式会社東日本環境アクセス代表取締役社長 平成 20 年 6 月 同 取締役会長 平成 22 年 6 月 同 取締役相談役 平成 24 年 6 月 同 相談役 | — |

注1：監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注2：五島文明氏は、会社法第335条第3項に定める社外監査役の候補者であります。

注3：五島文明氏には、公共交通を担う鉄道会社等における技術関係分野をはじめとした豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任する取締役橋本圭一郎氏及び監査役田村滋美氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|---------------------------------|---|
| 橋 本 圭一郎 (昭和 26 年 10 月 20 日生) | 平成 22 年 6 月 首都高速道路株式会社代表取締役会長兼社長 現在に至る |
| 田 村 滋 美 (昭和 13 年 7 月 20 日生) | 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社監査役（非常勤） 現在に至る |